

要保護児童対策地域協議会の設置について

1 経緯

平成 17 年 4 月 1 日「児童福祉法の一部を改正する法律」施行
児童相談に関する体制の充実—要保護児童対策地域協議会の設置
第 25 条の 2

「地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を置くことができる。」

2 業務

- 要保護児童等に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換
- 要保護児童等に対する支援の内容に関する協議

3 構成

- (1) 代表者会議—協議会の構成員の代表者による会議
実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的
協議事項—実務者会議からの協議会の活動状況の報告と評価等
- (2) 実務者会議—実際に活動する実務者等で構成される会議
協議事項—定期的な情報交換
要保護児童の実態把握、支援を行っている事例の総合的な把握
要保護児童対策を推進するための啓発活動等
- (3) 個別ケース検討会議—個別の事例について担当者レベルで適時検討する会議
協議事項—要保護児童の状況の把握や問題点の確認
支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有

4 守秘義務

協議会の構成員は、正当な理由がなく協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならず、違反した場合には、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が課せられる。

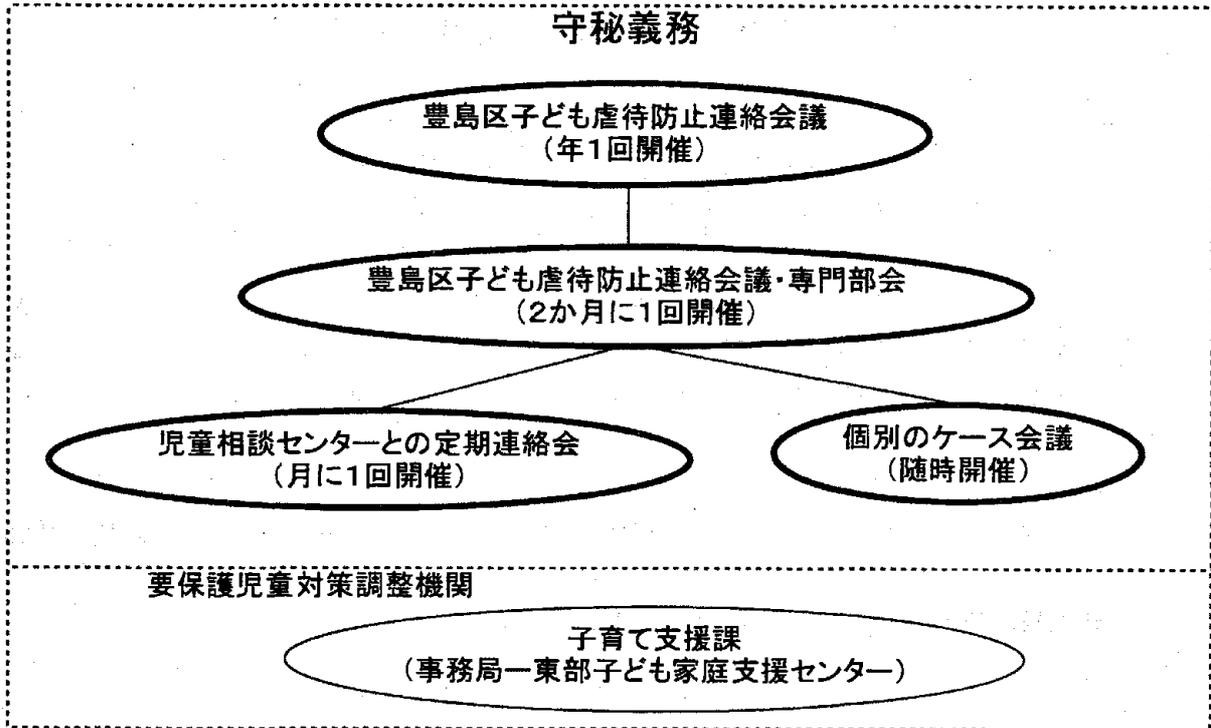
5 要保護児童対策調整機関

協議会を構成する関係機関等のうちから指定
協議会に関する事務を総括、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握
児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行う

6 その他

- 本区においては虐待防止ネットワーク（平成 12 年度～）を協議会へ移行
- 協議会設置の公示

豊島区における要保護児童対策地域協議会



豊島区子ども虐待防止連絡会議構成員(現行)

委 員	人数
民生委員・児童委員、主任児童委員	2
人権擁護委員(子どもの人権専門委員)	1
医師会	1
歯科医師会	1
弁護士	1
私立幼稚園長	1
私立保育園長	1
家庭裁判所調査官	1
東京都児童相談センター児童福祉司	2
巣鴨少年センター所長	1
巣鴨警察署少年係長	1
池袋警察署少年係長	1
目白警察署少年係長	1
豊島区子ども家庭部長	1
豊島区立児童館長	1
豊島区立保育園長	1
豊島区保健福祉部長	1
豊島区保健福祉部生活福祉課長	1
豊島区保健福祉部健康推進課長	1
豊島区教育委員会事務局指導室長	1
豊島区立小学校長	1
豊島区立中学校長	1
豊島区子ども家庭部子育て支援課長	1
子育て支援課 子ども家庭・女性相談係長	1
子育て支援課 東・西子ども家庭支援センター長	2
子育て支援課 東部子ども家庭支援センター虐待対策ワーカー	1
計	29